

	問3 障害児を受け入れている学童に放課後児童支援員等を加配しているか		問4 加配を実施している場合の国の障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業の活用状況			問5 加配を実施している場合の具体的内容（複数回答可）				備考	
	はい	いいえ	国事業の範囲内で加配している	国事業を上回って加配している	その他	障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。	通常の人員配置に加えて、配慮が必要となる児童に対しての加配対応を想定した人員をあらかじめ配置。	現場の支援員からの聞き取りの上で、必要に応じてクラス加配として支援員を配置。	その他		
千代田区	○		○			○	①障害児童2名につき1名の職員配置を想定。 ②特定障害児が在籍する場合は、児童1人に対し1名を想定。				
中央区	○			○					○		
港区	○			○		○	常時介助を有する障害児に1人につき、非常勤職員1人を配置する。常時介助の必要はないものの、軽・中程度の障害児が1施設等に3人以上在籍した場合は、児童3人に対して非常勤職員1人を配置する。軽・中程度の障害児及び軽度発達障害児が3人未満の場合は、当該児童の障害の程度、施設等の状況等に応じて、非常勤職員を配置する。				
新宿区	○			○		○	(1) 障害児等が1名利用する場合 学童クラブに新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項または第4項に該当する職員を1名配置する。 (2) 2名以上の障害児等が同一学童クラブを利用する場合 障害の程度、学童クラブの状況等に応じて、更に前号に規定する職員を必要数配置する。				
文京区	○			○		○	障害児1人につき、職員を1人加配している。				
台東区	○			○		○	加配職員1名に対して障害児等2名までとなるよう配置している。ただし、配慮の必要度が高い対象児童がいる場合、必要に応じて加配職員を増員している。				
墨田区	○			○		○	障害児2人に対して職員を1人配置している。				
江東区	○				○	○	障害児2名につき加配1名を基準とする。		○		
品川区	○				○		医療的ケア児への看護師配置については、障害児受入強化推進事業による補助の対象となる範囲内で加配をしている。 医療的ケア児以外の障害児への加配においては、障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業の活用は行っていない。	○	医療的ケア児以外の障害児については、教育委員会が示す児童・生徒見込み数に基づき、学童クラブ参加児童見込み数を算定し、児童3名につき1名加配する目安で人員を配置している。	○	医療的ケア児については、実施要領を策定し、個別の登録申請に基づき、状況に応じて看護師を配置している。
目黒区	○			○		○	障害児1～2名につき非常勤職員を1名加配。その後は障害児1名につき臨時職員1名、2名につき非常勤職員1名がプラスで加配される。（障害児4名の場合は非常勤職員2名）ただし、個別対応が必要な児童に関しては更に加配がある。（目黒区障害児保育協議会で職員配置基準を設けている）また、医療的ケア児に関しては1名に対して、非常勤職員1名と看護師1名を加配する。 ※公営の場合は会計年度スタッフ職員（非常勤職員）、会計年度アシスタント職員（臨時職員）				
大田区	○			○		○	大田区学童保育における特別な配慮を要する児童の受入れに関する実施要領の定めによる				
世田谷区	○		○						○		
渋谷区	○		○							○	1件ごと個別に検討する。対象児童の保護者からの聞き取りを基に現場との相談のうえ、加配配置を決定する。
中野区	○				○	○	活用していない			○	診断の有無に関わらず、現場の支援員からの聞き取りの上で、危険回避能力等の発達の度合いに合わせて3段階（A・B・C）で加配数を決定している。（A1：1、B2：1、C加配なし）

	問3 障害児を受け入れて いる学童に放課後児童支援 員等を加配しているか		問4 加配を実施している場合の国の障害 児受入推進事業、障害児受入強化推進事業 の活用状況			問5 加配を実施している場合の具体的内容（複数回答可）					備考	
	はい	いいえ	国事業の 範囲内で 加配して いる	国事業を 上回って 加配して いる	その他	障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。	通常の人員配置に加えて、配慮が必要とな る児童に対しての加配対応を想定した人員 をあらかじめ配置。	現場の支援員か らの聞き取りの 上で、必要に応 じてクラス加配 として支援員を 配置。	その他			
杉並区	○			○	○	○（公設） 杉並区学童クラブ事業運営要綱に基づく特別支援児童入会 審査会による決定及び介助度に応じて加配している。			○（民設）			
豊島区	○		○							○	障害児のみならず総合的な要素を考 慮して児童支援員等を配置してい る。	
北 区	○		○					○	委託学童については配慮が必要とな る児童を各学童クラブで原則3名以 内の範囲で受け入れることとし、上 回る場合は事業者と別途協議。			
荒川区	○			○						○	障害児の受け入れ及び加配につい ては、受入審査会にて審査を行い、加 配人員を決定し配置している。	
板橋区	○			○				○	支援が必要となる児童（要支援児） は、障がいがある児童や障がいは無 いが特別な支援が必要な児童につ いて、保護者の申請に基づき認定し、 職員加配を行っている。加配の割合 は、要支援児3名に対して1名だ が、支援状況に応じて1対1で加配 するケースもある。 保護者からの申請はないが、運営に あたり配慮が必要な児童（要配慮 児）が在籍する場合は、要配慮児と して認定し、職員加配を行っている。 加配割合は、児童6名に対して 1名だが、要支援児と同様、支援状 況に応じて1対1で加配するケース もある。	○	特別支援学級がある学校の施設（12 施設）については、通年で職員1名 を加配している。	
練馬区	○		○			○	障害児受入推進事業の基準に沿った臨時職員配置をしてい る	○	条件付き障害児1名につき非常勤職 員1人を配置 障害があり、かつ医療的なケアが必 要な児童については非常勤職員の看 護師を配置。			
足立区		○									問3 加配の実施の有無 については、足立区では 発達支援児の受け入れる 場合に委託経費等の加算 はしていますが、国が言 うところの加配制度とは 異なると判断して「無」 としています。	
葛飾区	○				○	○	公立 （1）特別支援学校に通学する障害児等1人に対して会計 年度任用職員（旧非常勤職員）1人を配置する。 （2）特別支援学校に通学する障害児等以外の障害児等 （経過観察児を除く）2人に対して会計年度任用職員（旧 臨時職員）1人を配置する。 （3）特別支援学校に通学する障害児等以外の障害児等 （経過観察児を除く）3人に対して会計年度任用職員（旧 非常勤職員）1人を配置する。 （4）判定委員会において、個別の配慮が必要であると認 められた障害児等（個別配慮児）1人に対して会計年度任 用職員（旧臨時職員）1人を配置する。 私立 各私立学童保育クラブ運営法人にて設定するため、区で の把握なし。			○	公立 【特例配置】 安全な集団保育の確保が困難である と判定したとき、特例的に会計年度 任用職員（旧臨時職員）を配置する 等。	問3 一部私立学童保育 クラブでは、障害児で あっても通常の体制で保 育可能な場合には、加配 を行っていない場合があ る。

	問3 障害児を受け入れて いる学童に放課後児童支援 員等を加配しているか		問4 加配を実施している場合の国の障害 児受入推進事業、障害児受入強化推進事業 の活用状況			問5 加配を実施している場合の具体的内容（複数回答可）				備考	
	はい	いいえ	国事業の 範囲内で 加配して いる	国事業を 上回って 加配して いる	その他	障害児に対する職員加配数について基準を設定し、配置。	通常の人員配置に加えて、配慮が必要とな る児童に対しての加配対応を想定した人員 をあらかじめ配置。	現場の支援員か らの聞き取りの 上で、必要に応 じてクラス加配 として支援員を 配置。	その他		
江戸川区	○			○					○	障害児受け入れにかかる職員加配に ついては、児童1名受け入れに対し て職員1名加配を原則としている が、保護者との面談等を実施しなが ら職員加配を決定している。	江戸川区では、児童福祉 法第6条の3第2項に規 定する放課後児童健全育 成事業を実施する学童ク ラブは民設民営の4事業 者（支援の単位数は4） のみとなっております。 よって、本調査について は、民設民営の4事業者 についてののみ回答してい ます。
八王子市	○		○			○ 「八王子市学童保育所障害児保育実施要領」に基づき、入 所審査会議にて加配の要・不要、また必要に応じて入所の 適否を審査し、判定する。職員の配置は、原則として加配 対象児童2名につき1名とする。		○			
立川市	○		○			○ 障害児等（加配対象児童）2名に対し1名 対象児童1～2名⇒1名配置 対象児童3～4名⇒2名配置			○	・加配対象児童ではないが、配慮が 必要な児童と判断した場合は、加配 対象として施設の加配枠の中で配置 （公設公営のみ）	
武蔵野市	○				○ 活用していない	○ 障害児2人につき、補助指導員1人以上を配置					
三鷹市	○		○			○ 障がいのある学童1～2人に対し、1人の嘱託職員等を配 置する。ただし、障がいのある学童の障がいの程度によっ ては臨時（非常勤）職員を配置する。					
青梅市	○		○			○ 障害児2人に対して、1人の人員を配置。					
府中市	○				○ 受入児童数によ り、範囲内の加配 になる館と範囲を 上回る加配を行う 館がある。			○ 必要となる加配対応に応じてあらか じめ必要人員を配置しているが、実 際に対応する人数は児童の利用状況 による。必要人員数は聞き取りや観 察を基にした審査の上、必要に応じ て決定している。			
昭島市	○		○			○ 障害児2名に対して職員1名の加配					
調布市	○			○		○ 障害児枠で入会した児童1人に対し、1人加配を配置す る。		○ 障害児枠ではない入会をした児童1 人に対し、障害児入会審査会で加配 対応の承認を経て加配1人を配置す る。			
町田市	○		○			○ 内規により、障がい児加配対象児童を下記のとおりとして いる。 （1）身体障害者手帳の交付を受けている児童 （2）療育手帳等の交付を受けている児童 （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童 （4）学童保育クラブにおいて個別の支援が必要である児 童 ※（4）については、必要性を審査のうえで配置の可否を 決定している。					
小金井市	○		○			○ 1～3年生加配対象児童が、 2人の場合、会計年度任用職員（時給制）1人を加配する。 2人未満の場合も、" 1人を加配する。					
小平市	○		○			○ 障害児2人に対して職員1人加配。（程度により、障害児1 人に対して職員1人加配）		○ 配慮が必要となる児童2人に対し て、職員1人加配。（程度により、 配慮が必要な児童1人に対して職員1 人加配）			
日野市	○			○					○		
東村山市	○				○ 職員数は障害児2 名ないし3名につ き指導員1名を原 則としているが、 障害の程度、在籍 人数などの状況に より範囲を上回っ て加配をすること がある。				○	原則1施設につき障害児2名ないし3 名程度の在籍につき指導員を1名加 配できるとしているが、児童の障害 の程度や、現場の支援員からの聞き 取りにより保育に支障が生じる可能 性がある場合など、必要に応じて加 配人数を決定している。	

